

平成 30 年 9 月  
浜田市議会定例会議案  
(議会追加提出分)

平成 30 年 9 月 28 日



発議第 1 号

浜田市議会基本条例の一部を改正する条例について

浜田市議会基本条例の一部を改正する条例を次のとおり、浜田市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出する。

平成 30 年 9 月 28 日 提出

議会運営委員会委員長 澁谷 幹 雄

## 浜田市議会基本条例の一部を改正する条例

浜田市議会基本条例（平成 23 年浜田市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 5 議会は、障がいのある議員及び妊娠中の議員に対し、本人の意思を尊重し、円滑な議会活動のための配慮をしなければならない。

第 7 条第 2 号中「質問に」を「質問等又は議員若しくは委員会による条例の提案、議案の修正案等に対して」に、「これに反問する」を「これらに反問し、又は反論する」に改める。

第 17 条に次の 1 項を加える。

- 2 議長は、議会事務局の職員の配置に関し、あらかじめ市長と協議するものとする。

第 22 条第 2 項中「公開する」の次に「ものとし、あらかじめその日程、議題等を周知するとともに、障がいの有無にかかわらず市民が傍聴しやすい環境の整備、インターネット等による配信に努める」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。